第一節　地方創生推進事務局

（次長）

第三十七条　地方創生推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2　次長は、地方創生推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3　次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（審議官）

第三十八条　事務局に、審議官を置くことができる。

2　審議官は、命を受けて、事務局の事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3　審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第三十九条　事務局に、参事官を置くことができる。

2　参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第二節　知的財産戦略推進事務局

（次長）

第四十条　知的財産戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長三人を置く。

2　次長は、知的財産戦略推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3　次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第四十一条　事務局に、参事官を置くことができる。

2　参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第三節　宇宙開発戦略推進事務局

（審議官）

第四十二条　宇宙開発戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、審議官を置くことができる。

2　審議官は、命を受けて、事務局の事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3　審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第四十三条　事務局に、参事官を置く。

2　参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3　参事官の定数は、併任の者を除き、二人とする。

附則第四条第一項中「第三条第一号ヲ」を「第三条第一号ル」に、「同条第三号⑽及び㉖」を「同条第三号⑽及び㉖」に、「㉟」を「㉕」に改める。

（警察庁組織令の一部改正）

第三条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「こと」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　警察法第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十一条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

第三十七条第六号中「第五条第二項第四号」を「第五条第四項第四号」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第四条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「第四条第三号イ」を「第四条第一項第三号イ」に改め、同項中第四十九号を第五十号とし、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第四条第一号中「第四条第三号イ」を「第四条第一項第三号イ」に改める。

第十条第一項に次の一号を加える。

十九　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（消費者庁組織令の一部改正）

第五条　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号中「消費者政策課」の下に「及び消費者安全課」を加える。

第六条に次の二号を加える。

十二　行政各部の施策の統一を図るために必要となる消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

十三　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十条に次の一号を加える。

七　行政各部の施策の統一を図るために必要となる食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

第十一条第一号中「（平成二十一年法律第四十八号）」を削り、「第四条第五号」を「第四条第一項第五号」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第六条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　総務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第五条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定に関すること。

第二十四条に次の一号を加える。

四　総務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第百三十二条中「第四条第九十六号」を「第四条第一項第九十二号」に改める。